

標準ペナルティ (SP) 方式

『レース委員会、テクニカル委員会が審問なしに標準ペナルティを適用することができる規則』 帆走指示書／クラス規則違反があった場合には、その日のレース終了後、直ちに違反内容を公式掲示して成績にペナルティを加点する。【RRS44.3(c) 得点のペナルティ参照】 競技者はこの掲示を見て違反内容等を不服とする場合には抗議の締め切りまたは救済要求の締め切り時間迄に、救済の要求書をプロテスト委員会に提出することができる。

1. 小程度のペナルティ フリート艇数 5% と同等のペナルティ

- 1.1 SI 17.2 出艇帰着申告違反・・・その日の最終レースに課す。出艇・帰着ともに申告しなかった場合は**10%**。
- 1.2 SI 17.1 及び SI 17.3 リタイア報告書の不提出・・・リタイアしたレースに課す
- 1.3 SI 17.4 レース中ではない艇のレース中のエリアに侵入・・・該当するレースに課す
- 1.4 SI 18.1～18.4 装備の交換申告違反・・・その日の最終レースに課す
- 1.5 SI 19 装備と計測のチェック違反・・・該当するレースに課す
- 1.6 SI 26 健康管理に関する違反・・・その日の最終レースに課す

2. 中程度のペナルティ フリート艇数 10% と同等のペナルティ (違反があったレースに課す)

- 2.1 あか汲みがハルレに取り付けられていなかった (CR 4.3(a))
- 2.2 パドルがハルレに取り付けられていなかった (CR 4.3)
- 2.3 ダガー ボードがハルレに取り付けられていなかった (CR 3.3.4)
- 2.4 もやいロープがマストステップ／マストスウォートに取り付けられていなかった (CR 4.3)
- 2.5 笛が個人用浮揚用具に取り付けられていなかった (CR 4.2)
- 2.6 1本のセールタイ (ガラミ) が 5mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 2.7 2本以上のセールタイ (ガラミ) が 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 2.8 セールタイ (ガラミ) 1本が偶然に無くなっていた (CR 6.6.3.4)
- 2.9 ブーム張り索とブームとの間隔が100mmを超えていた (CR 3.5.3.8)
- 2.10 セールのバンドがマストの2本のバンド内側から2mm以内外れている (CR 3.5.2.7)

3. 重大なペナルティ フリートの艇数 30% と同等のペナルティ (違反があったレースに課す)

- 3.1 あか汲み、パドルやもやいロープが艇に積んでいなかった (CR 4.3)
- 3.2 笛が無かった (CR 4.2)
- 3.3 ハルレにマストを付けるためのラニヤード、ロック装置や他の仕組みがない (CR 3.5.2.11)
- 3.4 セールのバンドがマストの2本のバンド内側から2mmを超えて外れている (CR 3.5.2.7)
- 3.5 2本のセールタイ (ガラミ) が 5mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 3.6 3本以上のセールタイ (ガラミ) が 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 3.7 スロート、タック、クリューのハトメの位置で 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 3.8 中程度のペナルティが繰り返された

※ 上記以上に重大な違反 レース委員会／テクニカル委員会からの抗議の対象となる。

- (a) -- 計測で検査されていない装備品の使用
- (b) -- 承認されていない艀装品の使用
- (c) -- 重大なクラス規則違反を繰り返した

※ ※ その他のクラス規則違反についてもレース委員会／テクニカル委員会からの抗議の対象となる。